

2021 年 11 月 1 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) アバディーン・ジャパン株式会社
(代表者) 代表取締役社長 矢島 健 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 : 940 百万円
発行する株式の総数 : 320,000 株
発行済株式の総数 : 308,168 株

最近 5 年間における資本金の額の増減

2016 年 7 月 27 日 : 3,680.4 百万円から 3,980.4 百万円に増資
2017 年 3 月 23 日 : 3,980.4 百万円から 4,040.4 百万円に増資
2017 年 12 月 1 日 : 4,040.4 百万円から 4,090.4 百万円に増資
2018 年 11 月 13 日 : 4,090.4 百万円から 490 百万円に減資
2019 年 9 月 26 日 : 490 百万円から 940 百万円に増資

b. 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から 5 名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締

役の中から取締役社長を選定します。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

② 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資委員会」は以下のように運営されています。

<構成>

運用部長、不動産投資運用部長、在日取締役を主要メンバーとして構成します。

<開催>

原則として月1回開催します。

<審議事項>

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

<その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資委員会の規則により定めます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務、および第二種金融商品取引業務を行っています。

2021年9月末日現在、委託会社が運用する投資信託は5本であり、その純資産総額の合計は25,156百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 2 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 28 期事業年度（自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	2,181,109	1,849,963
立替金	541	510
仮払金	-	366
前払金	2	3
前払費用	23,266	21,429
未収入金	75,832	108,300
未収委託者報酬	84,539	74,628
未収投資助言報酬	900	800
未収運用受託報酬	174,861	267,033
未収消費税等	8,807	2,165
未収還付法人税等	55,713	-
差入保証金	-	3,450
流動資産合計	2,605,573	2,328,652
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 132,573	* 1 109,551
器具備品	* 1 46,585	* 1 37,309
有形固定資産合計	179,159	146,860
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	143,759	111,180
長期前払費用	900	700
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	△792	△792
投資その他の資産合計	144,819	112,040
固定資産合計	323,979	258,900
資産合計	2,929,552	2,587,553

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	14,502	18,358
未払金	42,008	42,782
未払手数料	30,578	27,415
未払委託調査費	61	10,209
その他未払金	11,367	5,157
未払法人税等	-	12,464
未払費用	*2 159,880	*2 229,097
前受収益	26,696	18,384
賞与引当金	545,349	495,885
流動負債合計	788,437	816,971
固定負債		
退職給付引当金	156,969	136,157
役員退職慰労引当金	421	2,078
資産除去債務	48,500	48,500
固定負債合計	205,891	186,736
負債合計	994,328	1,003,707
純資産の部		
株主資本		
資本金	940,000	940,000
資本剰余金		
資本準備金	1,057,021	1,057,021
利益剰余金		
その他利益剰余金	△61,797	△413,175
繰越利益剰余金	△61,797	△413,175
株主資本合計	1,935,224	1,583,845
純資産合計	1,935,224	1,583,845
負債・純資産合計	2,929,552	2,587,553

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	411,353	308,980
投資助言報酬	36,551	46,112
運用受託報酬	1,090,402	1,249,001
その他営業収益	* 1 321,455	* 1 249,641
営業収益計	1,859,762	1,853,735
営業費用		
支払手数料	157,928	130,020
広告宣伝費	69,969	40,410
公告費	2,159	1,156
調査費	28,141	27,055
委託調査費	61,861	37,481
委託計算費	96,744	111,139
通信費	5,678	6,071
印刷費	6,877	6,799
協会費	15,621	6,774
営業費用計	444,983	366,909
一般管理費		
役員報酬	115,818	57,349
給料・手当	693,611	713,656
賞与	40,420	33,963
交際費	3,521	3,614
寄付金	2,900	3,100
旅費交通費	32,803	5,471
租税公課	18,558	23,011
不動産賃借料	97,781	96,016
退職給付費用	59,942	58,319
役員退職給付費用	165	660
役員退職慰労引当金繰入	612	1,656
賞与引当金繰入	265,014	135,011
固定資産減価償却費	33,939	32,421
事務委託費	* 2 473,527	* 2 458,767
諸経費	337,655	189,553
一般管理費計	2,176,271	1,812,574
営業利益又は営業損失 (△)	△761,492	△325,748

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業外収益		
受取利息	18	21
その他	3,871	653
営業外収益計	3,890	674
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	24,435	25,414
営業外費用計	24,435	25,414
経常利益又は経常損失 (△)	△782,037	△350,488
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	73,242	-
特別損失計	73,242	-
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△855,279	△350,488
法人税、住民税及び事業税	2,612	890
法人税等還付税額	△3,802	-
法人税等調整額	567,795	-
法人税等合計	566,605	890
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,421,885	△351,378

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
 (自2019年 1月 1日
 至2019年12月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	490,000	607,021	—	607,021
当期変動額				
新株の発行	450,000	450,000	—	450,000
当期純損失(△)	—	—	—	—
当期変動額合計	450,000	450,000	—	450,000
当期末残高	940,000	1,057,021	—	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,360,087	1,360,087	2,457,109	2,457,109
当期変動額				
新株の発行	—	—	900,000	900,000
当期純損失(△)	△1,421,885	△1,421,885	△1,421,885	△1,421,885
当期変動額合計	△1,421,885	△1,421,885	△521,885	△521,885
当期末残高	△61,797	△61,797	1,935,224	1,935,224

当事業年度
 (自2020年 1月 1日
 至2020年12月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	—	1,057,021
当期変動額				
当期純損失(△)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	940,000	1,057,021	—	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△61,797	△61,797	1,935,224	1,935,224
当期変動額				
当期純損失(△)	△351,378	△351,378	△351,378	△351,378
当期変動額合計	△351,378	△351,378	△351,378	△351,378
当期末残高	△413,175	△413,175	1,583,845	1,583,845

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
器具備品	3～18年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	98,183千円	129,320千円

* 2 関係会社項目

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
営業取引による未払分		
未払費用	29,017千円	15,448千円

(損益計算書関係)

* 1 その他営業収益

その他営業収益には、金融商品取引法第35条第1項に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。

* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
営業取引による取引高		
事務委託費	215,168千円	115,354千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	308,167	1	-	308,168

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,168	-	-	308,168

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収運用受託報酬は概ね、また、未収入金及び未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(〈注2〉参照のこと)。

前事業年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,181,109	2,181,109	—
(2) 未収委託者報酬	84,539	84,539	—
(3) 未収入金	75,832	75,832	—
(4) 未収投資助言報酬	900	900	—
(5) 未収運用受託報酬	174,861	174,861	—
資産計	2,517,242	2,517,242	—
(6) 預り金	14,502	14,502	—
(7) 未払手数料	30,578	30,578	—
(8) 未払委託調査費	61	61	—
(9) その他未払金	11,367	11,367	—
負債計	56,510	56,510	—

当事業年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,849,963	1,849,963	—
(2) 未収入金	108,300	108,300	—
(3) 未収委託者報酬	74,628	74,628	—
(4) 未収投資助言報酬	800	800	—
(5) 未収運用受託報酬	267,033	267,033	—
(6) 差入保証金	3,450	3,450	—
資産計	2,304,176	2,304,176	—
(7) 預り金	18,358	18,358	—
(8) 未払手数料	27,415	27,415	—
(9) 未払委託調査費	10,209	10,209	—
(10) その他未払金	5,157	5,157	—
負債計	61,140	61,140	—

〈注1〉金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金は全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収運用受託報酬、

(6) 差入保証金

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(7) 預り金、(8) 未払手数料、(9) 未払委託調査費、(10) その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

〈注2〉時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2019年12月31日	2020年12月31日
長期差入保証金	143,759	111,180

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

〈注3〉金銭債権の償還予定額

前事業年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
預金	2,181,109	—
未収委託者報酬	84,539	—
未収入金	75,832	—
未収投資助言報酬	900	—
未収運用受託報酬	174,861	—
金銭債権合計	2,517,242	—

当事業年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
預金	1,849,963	—
未収入金	108,300	—
未収委託者報酬	74,628	—
未収投資助言報酬	800	—
未収運用受託報酬	267,033	—
差入保証金	3,450	—
金銭債権合計	2,304,176	—

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び企業型確定拠出年金を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	154,667	156,969
勤務費用	29,610	37,206
利息費用	411	279
数理計算上の差異の発生額	583	△6,020
退職給付の支払額	△20,301	△49,082
確定拠出年金への移管額	△8,001	△3,196
退職給付債務の期末残高	156,969	136,157

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
退職給付債務	156,969	136,157
未積立退職給付債務	156,969	136,157
貸借対照表に計上された負債の額	156,969	136,157

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
勤務費用	29,610	37,206
利息費用	411	279
数理計算上の差異の費用処理額	583	△6,020
確定給付制度に係る退職給付費用	30,605	31,466

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
割引率	0.20%	0.30%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度29,336千円、当事業年度26,853千円であります。

(ストックオプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	—	3,525
未払費用	51,309	70,655
役員退職慰労引当金	129	636
賞与引当金	166,986	151,840
減価償却超過額	9	—
退職給付引当金	48,064	41,691
資産除去債務	14,850	14,850
繰越欠損金	664,549	726,681
繰延税金資産 小計	945,899	1,009,881
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△664,549	△726,681
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△274,250	△282,113
評価性引当額 小計	△938,800	△1,008,795
繰延税金負債との相殺	△7,099	△1,086
繰延税金資産の純額 合計	—	—
繰延税金負債		
未収事業税	1,666	—
資産除去債務に対応する除却費用	5,433	1,086
繰延税金負債 小計	7,099	1,086
繰延税金資産との相殺	△7,099	△1,086
繰延税金負債の純額 合計	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	32,268	70,065	149,729	108,344	101,965	202,176	664,549
評価性引当額	△32,268	△70,065	△149,729	△108,344	△101,965	△202,176	△664,549
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	70,065	149,729	108,344	101,965	—	296,576	726,681
評価性引当額	△70,065	△149,729	△108,344	△101,965	—	△296,576	△726,681
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	△30.6%	△30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	98.8%	21.1%
住民税均等割	0.2%	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.2%
繰越欠損金の期限切れ	4.6%	9.2%
合併による影響	△6.8%	—%
過年度法人税等	△0.4%	△0.0%
その他	0.0%	—%
税効果適用後の法人税等の負担率	66.2%	0.2%

(注) 当事業年度は税引前当期純損失のため、法定実効税率を△（マイナス）として記載しております。

(持分法投資損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本店事務所に係る定期建物賃貸借に基づく原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を期末時点から当該契約期間終了時として見積もり、資産除去債務の計上金額に及ぼす影響が乏しいために、割引計算をしておりません。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
期首残高	48,500	48,500
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	48,500	48,500

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 営業収益	411,353	36,551	1,090,402	321,455	1,859,762

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	シンガポ ール	英国	オランダ	ルクセン ブルグ	その他	合計
450,362	103,648	280,031	261,887	732,263	31,570	1,859,762

(注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・グローバル・サービスズ・エスエー	732,263	投資運用業

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	308,980	46,112	1,249,001	249,641	1,853,735

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	オランダ	ルクセンブルグ	その他	合計
411,861	51,038	612,035	287,344	485,176	6,278	1,853,735

(注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	485,176	投資運用業
スタンダードライフ・インベストメンツ・リミテッド	455,354	投資運用業
A社	287,344	投資運用業

(注) A社につきましては、業務遂行上の制約から、社名の公表は控えさせていただきます。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディー ン・アセッ ト・マネジ メントPLC	英国ス コットラ ンド・ア バディー ン	159.6百万 英国ボン ド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務 に係る事務委 託等	一般管理費等に 係る再配分	215,168	未払費用	29,017

当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディー ン・アセッ ト・マネジ メントPLC	英国ス コットラ ンド・ア バディー ン	159.8百万 英国ボン ド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務 に係る事務委 託等	一般管理費等に 係る再配分	115,354	未払費用	15,448

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・（アジア）・リミテッド	シンガポール	146.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投資 助言契約	資産運用の投資 助言契約に係る 投資助言報酬	10,800	未収投資助 言報酬	900
						一般管理事務 に係る事務委 託等	事務委託費等	133,166	未払費用	25,283
						投資信託の運 用外部委託	投資信託の運用 外部委託に係る 費用	5,263	未払委託調 査費	△146
						投資信託等に 関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業 務の提供に係る 報酬	80,395	未収入金	16,721
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド	英国ス コットラ ンド・ア バディ ーン	33.7百万 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の運 用外部委託	投資信託の運用 外部委託に係る 費用	39,982	未払委託調 査費	△143
						投資信託等に 関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業 務の提供に係る 報酬	74,514	未収入金	14,401
						資産運用の投 資一任契約	資産運用の投資 一任契約に係る 運用報酬	38,037	未収運用受 託報酬	11,040
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド（アムステルダム支店）	アイルラ ンド（オ ランダ）	9.5百万 ユーロ	資産 運用業	無し	一般管理事務 に係る事務委 託等	事務委託費等	78,480	未払費用	25,090
親会社の子会社	アバディーン・グローバル・サービシズ・エスエー	ルクセン ブルグ	10.0百万 ユーロ	資産 運用業	無し	資産運用の投 資一任契約	資産運用の投資 一任契約に係る 運用報酬	728,761	未収運用受 託報酬	64,521
親会社の子会社	スタンダードライフ・インベストメンツ・リミテッド	英国エジ ンバラ	34.4百万 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託等に 関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業 務の提供に係る 報酬	112,520	未収入金	7,837

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド	シンガポール	81.9百万シンガポールドル	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	145,069	未払費用	36,814
						投資信託等に関するリエゾン業務及び不動産投資に関する助言等の業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務及び不動産投資に関する助言等の業務の提供に係る報酬	39,813	未収入金	18,262
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	33.7百万英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	23,309	未払委託調査費	5,138
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	62,306	未収入金	27,756
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	38,243	未収運用受託報酬	19,819
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	42,638	未払費用	34,399
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド（アムステルダム支店）	アイルランド（オランダ）	10.4百万ユーロ	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	85,575	未払費用	17,003
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万ユーロ	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	473,376	未収運用受託報酬	20,368
親会社の子会社	オライオン・パートナーズ・サービス・インク	ケイマン	1.0百万米国ドル	資産運用業	無し	不動産投資に関する助言等の業務の提供	不動産投資に関する助言等の業務の提供に係る報酬	2,910	未収入金	34,572
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・ファンド・マネージャーズ・リミテッド	英国ロンドン	0.7百万英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	56,131	未収運用受託報酬	35,564

親会社の子会社	スタンダードライフ・インベストメンツ・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万 英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	87,886	未収入金	22,053
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	62,899	未払費用	62,899
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	367,468	未収運用受託報酬	98,085

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(3) 親会社に関する注記

アバディーン・アセット・マネジメントPLC (非上場)

(1株当たり情報)

区分	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	6,279円76銭	5,139円55銭
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)金額	△4,614円00銭	△1,140円21銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は純損失(△)金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
当期純利益又は純損失(△) (千円)	△1,421,885	△351,378
普通株式に係る当期純利益 又は純損失(△) (千円)	△1,421,885	△351,378
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
期中平均株式数 (株)	308,167.27	308,168.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[委託会社等の経理状況]

中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日 内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度中間会計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2021年6月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,811,295
未収委託者報酬		67,157
未収運用受託報酬		192,058
未収投資助言報酬		800
未収入金		108,876
未収消費税等	*2	4,307
差入保証金		1,650
その他		21,329
流動資産合計		2,207,475
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		101,588
器具備品		33,261
有形固定資産合計		134,850
無形固定資産		
ソフトウェア		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
長期差入保証金		111,180
長期前払費用		600
その他投資等		952
貸倒引当金		△792
投資その他の資産合計		111,940
固定資産合計		246,790
資産合計		2,454,265
負債の部		
流動負債		
預り金		18,700
未払金		51,234
未払費用		184,944
未払法人税等		11,121
前受収益		18,474
賞与引当金		495,591
流動負債合計		780,067
固定負債		
退職給付引当金		111,771
役員退職慰労引当金		2,918
資産除去債務		48,500
固定負債合計		163,189
負債合計		943,257
純資産の部		
株主資本		
資本金		940,000
資本剰余金		
資本準備金		1,057,021
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△486,012
株主資本合計		1,511,008
純資産合計		1,511,008
負債・純資産合計		2,454,265

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自2021年1月1日 至2021年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		146,583
運用受託報酬		763,048
投資助言報酬		15,095
その他営業収益	*1	136,150
営業収益合計		1,060,878
営業費用		
一般管理費	*2	929,242
営業損失		65,890
営業外収益		77
営業外費用	*3	6,548
経常損失		72,361
税引前中間純損失		72,361
法人税、住民税及び事業税		475
中間純損失		72,836

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自2021年1月1日
至2021年6月30日)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	—	1,057,021
当中間期変動額				
中間純損失	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	940,000	1,057,021	—	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△413,175	△413,175	1,583,845	1,583,845
当中間期変動額				
中間純損失	△72,836	△72,836	△72,836	△72,836
当中間期変動額合計	△72,836	△72,836	△72,836	△72,836
当中間期末残高	△486,012	△486,012	1,511,008	1,511,008

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 15年 器具備品 3～18年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 ソフトウェア 5年
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度で一括費用処理しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2021年6月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	78,659 千円
器具備品	58,223 千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
*1 その他営業収益	
その他営業収益には、金融商品取引法第35条に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。	
*2 減価償却実施額	
有形固定資産	12,010 千円
*3 営業外費用の主要項目	
為替差損	6,548 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	308,168	-	-	308,168

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
期首残高	48,500
有形固定資産の取得に伴う増加	-
資産除去債務の履行による減少額	-
中間期末(期末)残高	48,500

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末(2021年6月30日現在)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(〈注2〉参照のこと)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,811,295	1,811,295	—
(2) 未収委託者報酬	67,157	67,157	—
(3) 未収運用受託報酬	192,058	192,058	—
(4) 未収投資助言報酬	800	800	—
(5) 未収入金	108,876	108,876	—
(6) 差入保証金	1,650	1,650	—
資産計	2,181,837	2,181,837	—
(7) 預り金	18,700	18,700	—
(8) 未払金	51,234	51,234	—
負債計	69,934	69,934	—

〈注1〉 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収入金、(6) 差入保証金

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(7) 預り金、(8) 未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

〈注2〉 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
長期差入保証金	111,180

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 営業収益	146,583	763,048	15,095	136,150	1,060,878

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	シンガポ ール	英国	オランダ	ルクセン ブルグ	その他	合計
191,539	54,113	385,186	159,287	269,051	1,699	1,060,878

注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・スタンダード・インベ ストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	269,051	投資運用業
スタンダードライフ・インベストメン ツ・リミテッド	307,235	投資運用業
A社	159,287	投資運用業

(注) A社につきましては、業務遂行上の制約から、社名の公表は控えさせていただきます。

(持分法損益関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至2021年6月30日)	
1株当たり純資産額	4,903円19銭
1株当たり中間純損失	△236円35銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至2021年6月30日)
中間純損失 (千円)	72,836
普通株式に係る中間純損失 (千円)	72,836
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式の期中平均株式数 (株)	308,168

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2021年11月5日
作成基準日 2021年9月24日

本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

2021年3月26日

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月24日

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井貴志 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。